

スポーツ振興投票関係制度改正の概要

政省令・告示の概要

○払戻金の最高限度額の引上げ【政令】

1等の限度額の上限を、100円当たり2億5千万円(キャリーオーバー時は5億円)とする。各回の限度額はこの範囲で(独)日本スポーツ振興センターが定める。

○新たにくじの対象とする組織・試合

指定組織【告示】

- ・国際サッカー連盟(FIFA) (ワールドカップ)
- ・英国:プレミアリーグ、フットボールリーグ・チャンピオンシップ(2部リーグ)、The FA (FAカップ)
- ・ドイツ:DFL (ブンデスリーガ)

特定対象試合の基準【省令】

- ・プロチームまたは国代表同士の試合に限る。
- ・試合結果が指定組織により公表される。
- ・指定組織の競技規則の対象である。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び(独)日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の概要(本年5月公布)

○くじの対象試合の拡大

文部科学大臣が指定する組織(指定組織)が開催するサッカーの試合で、文部科学省令で定める基準に適合する試合(特定対象試合)をくじの対象とすることが可能。

○くじ財源の活用

- ・センターは、当分の間、スポーツ振興くじの売上金額の5%を超えない範囲で文部科学大臣が定める金額(特定金額)を控除。
- ・控除した特定金額は、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が定める業務(特定業務)に充当。

これまでの経緯 10月11日 政令の閣議決定
10月18日 施行